

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	総務部財政課	
契約締結年月日	令和6年4月30日	
業 務 名	石油製品の購入（5月分）	
業 務 の 概 要	公用車及び施設で使用する石油製品の購入（単価契約）	
契約金額（税込）	別紙による単価契約 （予定金額800,000円） ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	瀬戸旭石油業協同組合	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>瀬戸旭石油業協同組合は、瀬戸市と尾張旭市の石油業者が設立した協同組合で、一月単位でまとめて請求書で支払いのできる唯一の者である。価格については瀬戸市と尾張旭市が合同で毎月、単価を交渉して契約している。また、尾張旭市内には組合加入のスタンドが2店舗あり、統一単価での購入が給油伝票でできるため利便性も図られている。</p> <p>これらの理由により、同組合を相手方として随意契約を締結する。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部財政課です。

(別紙)

(単位：円)

品名	規格・品質	単位 (ℓ)	単価	備考
			5月分	
ガソリン	レギュラー	1	158.6	
	ハイオク	〃	169.0	
混合油		〃	208.6	
軽油	ローリー(6kl以上)	〃	139.1	軽油引取税(32.1円)を含む。
	ドラム・店頭	〃	144.1	
白灯油	ローリー(6kl以上)	〃	104.4	
	ドラム・18ℓ缶	〃	111.4	
特A重油	ローリー(6kl以上)	〃	117.0	
	ローリー(6kl未満)	〃	120.0	
	ローリー(2kl以下)・ドラム	〃	123.0	

消費税及び地方消費税の額は含まれません。